

JAPAN P&I NEWS

No.650-13/11/22

レバノン寄港の際のイスラエル不寄港証明書について

アラブ諸国の中にはイスラエル寄港履歴のある船舶の入港を認めない国があり、当該船舶をブラックリストに掲載する場合があります。当該措置を取っているアラブ諸国の一つであるレバノンは、最近同国諸港に入港する前に当該船舶がブラックリストに掲載されていないことの証明書の取得/保持を義務付けることを発表しました(イスラエルに寄港した船舶はブラックリストに掲載されます)。

同証明書はレバノンの **Ministry of Economy and Commerce** の下部組織である **Boycott Office of Israel** により発行され、同証明書を所持していない場合はレバノン諸港への入港が禁止されます。また、証明書に当該船舶がブラックリスト掲載船(すなわち、イスラエル寄港履歴がある)であるとされた場合、同船舶はレバノン諸港へ入港することができません。証明書の発行には通常 2 日程度かかる模様です。レバノン寄港予定がある場合には十分に余裕をもって証明書を取得されることをお勧め致します。証明書の取得事務は弁護士事務所 **Baroudi & Associates** が代行することができ、費用は USD400 程度とのことです。

情報提供

Baroudi & Associates

Club Correspondents

Beirut, Lebanon

Tel: +961 1 428 777/778

Fax: +961 1 423 582

E-mail: baroudi@baroudilegal.com

以上

日本船主責任相互保険組合